

二ツ屋病院 介護医療院 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団芙蓉会が設置する二ツ屋病院介護医療院（以下「介護医療院」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意志及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的な管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止を資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。

4 施設は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、ほかの介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 二ツ屋病院 介護医療院

(2) 所 在 地 石川県かほく市二ツ屋ソ72番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

管 理 者	1 名	従業者の管理、業務の実施状況の把握
医 師	厚生労働省令に規定する必要数以上	入所者に対して医学的管理と指導等のサービスの提供
薬 剤 師	厚生労働省令に規定する必要数以上	入所者に対して薬学的管理と指導等のサービスの提供
管理栄養士	厚生労働省令に規定する必要数以上	入所者に対して食事提供、栄養指導等のサービスの提供
看 護 職 員	8 名以上	入所者に対して適切な看護等のサービスの提供
介 護 職 員	10 名以上	入所者に対して適切な介護等のサービスの提供
理学療法士	当該医療施設の実情に応じた 適当数	入所者に対して機能回復訓練等のサービスの提供
作業療法士		
介護支援専門員	1 名	入所者に対して相談・ケアプラン等のサービスの提供

(入所者の定員)

第5条 施設の入所定員は48人とする。

(定員の順守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所者の定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(介護医療院サービスの内容)

第7条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 診療
検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- (3) 入浴
1週間に2回以上、適切な方法により入浴させるか、又は清拭を行う。
- (4) 排泄
病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (5) 褥瘡の予防
状況に応じ、褥瘡の予防、適切な処置を行う。
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (7) 食事
朝食：午前8時～ 昼食：午後0時～ 夕食：午後6時～
入所者の自立の支援に配慮し、食事はできるだけ離床して食堂にて行うよう努める。
- (8) 機能訓練
入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行う。
- (9) 相談・援助
- (10) レクリエーション行事

(利用料等)

- 第8条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 居住に要する費用（多床室）
入所者負担第1段階から第3段階までは、厚生労働大臣の定める負担限度額
入所者負担第4段階は、1日 480円
 - (2) 食費に関する費用
入所者負担第1段階から第3段階までは、厚生労働大臣の定める負担限度額
入所者負担第4段階は、1日 1,445円
 - (3) その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。
 - 3 前項(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
 - 4 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名をうけることとする。

- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第9条 入所の際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、入所者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助をする。
- 2 要介護認定の更新申請が、遅くとも入所者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

(入退所にあたっての留意事項)

- 第10条 長期にわたる療養が必要であると認められた要介護者を対象に、施設サービスを提供する。
- 2 入所者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずる。
 - 3 入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
 - 4 医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入所の必要性がないと判断した場合には、入所者に対し退所を指示する。
 - 5 退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 6 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該入所者の被保険者証に記載する。

(衛生管理等)

- 第11条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。また、食中毒の防止や施設内の適温の確保を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設においての感染症の発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 施設は介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変やその他必要な場合は、速やかに医師へ連絡し必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
- 2 施設は入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・入所者の家族に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をする。
 - 4 施設サービス提供により賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

- 第13条 施設の非常災害対策については、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し防火管理者を定めるものとする。防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を次の通り実施

する。

- (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）… 年1回以上
- (2) 利用者を含めた総合訓練…………… 年1回以上
- (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底…………… 随時

(苦情処理)

第14条 提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次の通り設置し、必要な措置を講ずる。

- (1) 窓 口 二ツ屋病院 医療相談係
- (2) 担当部署 二ツ屋病院 患者・職員満足度向上委員会
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第1176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険連合会に報告する。

(個人情報の保護)

第15条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(虐待に関する事項)

第16条 施設は入所者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は介護医療院サービス提供中に当該施設従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第17条 入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、主治医は、その態様及び時間、その際の入所者の心身状況及び理由を診療録に記載する。

(計画担当者介護支援専門員の責務)

第18条 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入所の申込を行っている者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等によりその者の心身の状況、病状、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握する。
- (2) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。
- (3) 苦情の内容等を記録する。
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(地域との連携)

- 第19条 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。
- 2 また、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関し、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 介護医療院は、感染症や非常災害の発生において入所者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 介護医療院は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(従業者の研修)

- 第21条 介護医療院は、従業者の資質の向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的にサービスを提供できるように従業者の勤務体制を整備するものとする。
- 2 介護医療院は、全ての従業者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

- 第22条 施設は、入所者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を別に定める。
- 2 入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療社団法人芙蓉会が定めるものとする。

附則

- この規程は、令和元年8月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和3年8月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和4年11月1日から改定・施行する。
- この規程は、令和6年8月1日から改定・施行する。
- この規定は、令和7年4月1日から改定・施行する。